



災害時における2協定を新たに締結

市では、災害時の食糧および生活関係物資の確実な供給や、災害情報の収集、被災者への支援などを行うため、企業などと協定を締結しています。

◎災害時における無人航空機による災害情報の収集等に関する協定

8月1日、JUAVACドローンエキスパートアカデミー千葉校と協定を締結しました。この協定は、大規模災害発生時に災害情報の早期収集を図るため、無人航空機(ドローン)および人員の協力を受けることを目的としています。

◎災害時における支援協力に関する協定

8月5日、千葉県行政書士会と協定を締結しました。この協定は、大規模災害発生時に被災者への支援を図るため、会員の派遣や相談窓口の設置・運営の協力を受けることを目的としています。

☎ 市民安全課・内線295



市議会定例会は2日月開会

日程(予定)

9月2日(月)	本会議(議案説明など)(午後1時開会)
9月9日(月)~11日(水)	本会議(一般質問)(午前10時開会)
9月13日(金)	総務企画常任委員会(午前10時開会)
9月17日(火)	教育福祉常任委員会(午前10時開会)
9月18日(水)	環境都市常任委員会(午前10時開会)
9月19日(木)	予算審査特別委員会(午後1時開会)
9月24日(火)・25日(水)	決算審査特別委員会(午前10時開会)
9月26日(木)	本会議(採決など、閉会)(午後2時開会)

※日程・開会時間に変更になる場合があるため、傍聴の際はお問い合わせください。
※定例会の日程は、市議会ホームページでもご覧いただけます。

☎ 議会事務局・内線242

平成30年度事務事業の事後評価結果

平成30年度の全事務事業953件のうち、人件費や事業費などの経費を要した950件について、担当部局による事後評価を行いました。改善する事務事業は26件です(下表参照)。

市の財政状況は非常に厳しいため、縮小や事業手法の見直しなど予算の削減につながるものは確実に反映させ、事業の改善が必要なものは効率的かつ効果的な事業となるよう見直していきます。

詳しくは、市ホームページまたは行政情報資料室をご覧ください。

☎ 企画課・内線233

改善する事務事業

改善内容	件数	事務事業名
拡充	5	成年後見制度利用の支援、高齢者なんでも相談室の運営・支援、生活支援体制整備事業の推進、胃がん検診、子ども総合相談の推進
縮小	2	居宅介護支援助成、障害者(本人および団体)やボランティアに対する支援
結合	14	関係条例・規則の改正、人件費予算の積算、給与実態調査事業、給与計算事務、布佐地区復興支援事業、マスコットキャラクターの活用、食品等の放射性物質検査(消費者対応)、福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題への対応、サークル活動支援、地域活動支援センター創作的活動等事業、料金・給水・会計業務等包括委託、料金・給水・会計業務等包括委託(料金・給水業務)、耐震型緊急用貯水槽の整備、水道管路施設維持修繕事業
休止	1	空き店舗活用補助事業
事業手法見直し	4	障害者就労支援システムの構築、手賀沼ふれあいウォーク、若い世代の住宅取得支援、学校給食施設の改修



我孫子市議会議員選挙 立候補予定者説明会

11月17日(日)に実施する我孫子市議会議員選挙の立候補予定者説明会を開催します。立候補予定者またはその代理人は、必ず出席してください(座席に限りがあるため、立候補者1人につき2人まで)。

なお、明るい選挙推進協議会では、ルールを守り、きれいな選挙を行うため、立候補予定者に宣言文の提出を要請します。

日時 10月1日(火)午後2時~ 場所 市役所分館1階大会議室

☎ 選挙管理委員会・内線345



住民票・マイナンバーカード 旧姓併記が可能に!

11月5日(火)から、住民票・マイナンバーカードに旧姓(旧氏)を併記できるようになります。旧姓を併記したい場合は、旧姓および現在の姓が記載されている戸籍謄本などを用いて請求手続きをしてください。

詳しくは、広報あびこ10月16日号(予定)や市ホームページをご覧ください。

☎ 市民課・内線422



市ホームページのバナー広告主を募集

掲載期間 1カ月単位で、令和2年3月31日まで(更新可)

サイズ 縦50ピクセル×横130ピクセル※アニメーション不可

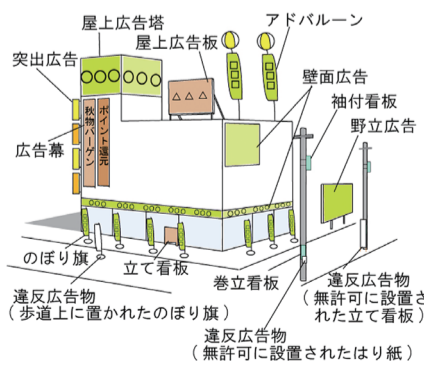
費用 月額2万円

申込方法 申込書(市ホームページからダウンロード可)を郵送・持参。バナー広告は随時受け付けています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎・☎ 〒270-1192市役所秘書広報課広報室(住所省略可) ☎7185-1269

屋外広告物にはルールがあります。広告物が無秩序に氾濫すると、街の美観を損ねるだけでなく、落下事故などにつながる危険性もあります。市では、千葉県屋外広告物条例に基づき、一定の規模を超えるものについては表示面積や色彩などの規制を行っています。また、市民による違反広告物除去サポーターやサポート団体の協力の下、違法に取り付けられた「はり紙」「はり札」「立て看板」「広告旗」を除去する活動を行っています。平成30年度は1313件を除去しました。今後もきれいで安全な街並みを目指して、屋外広告物の適正な掲出にご協力をお願いいたします。

- 広告物の種類ごとに、表示面積や高さなどが制限され、多くの場合、掲出前に市の許可が必要です。
- 許可には有効期限があります。期限後も掲出を継続する場合は、あらかじめ更新手続きが必要です。
- 歩道を含む道路上や電柱に許可なく広告物を設置することはできません。



9月1日~10日は「屋外広告物適正化旬間」

パブリックコメント
「ご意見をお聞かせください」

我孫子市休日診療所の設置及び管理に関する条例(案)

趣旨 我孫子市休日診療所の診療日、診療時間および手数料を変更するもの

公表期間 9月4日(水)~10月3日(木)

閲覧場所 健康づくり支援課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、各図書館分館、市民プラザ、各近隣センター、市ホームページ

意見の提出方法 意見書に記入のうえ公表期間中に①健康づくり支援課へ郵送・ファクス・持参②ちば電子申請サービス③閲覧場所の窓口に提出または備え付けの意見書投函箱に投函

提出先・☎ 〒270-1132 湖北台1の12の16健康づくり支援課 ☎7185-11126 ☎7187-1144

<ピクトグラム> シンプルなマークで記事の情報を伝えます

- ...パブリックコメント
- ...お知らせ
- ...お出かけ
- ...講演・講座・教室
- ...募集
- ...健康・検診
- ...予防接種